

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第11章（略）</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第64条～第69条（略）</p> <p>（利用に係る契約者の義務）</p> <p>第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>（1）～（17）（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（注1）本条第1項第13号に定める当社が別に定める方法は、本条第2項の規定によるほか、「spモードご利用規則」及び「ドコモメール持ち運び利用規約」等に定めるところによります。</p> <p>（注2）（略）</p> <p>第71条～第84条（略）</p> <p>第13章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表7（略）</p> <p>附 則（令和3年12月13日経企第2408号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和3年12月16日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった5Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>第1章～第11章（略）</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第64条～第69条（略）</p> <p>（利用に係る契約者の義務）</p> <p>第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>（1）～（17）（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（注1）本条第1項第13号に定める当社が別に定める方法は、本条第2項の規定によるほか、「spモードご利用規則」等に定めるところによります。</p> <p>（注2）（略）</p> <p>第71条～第84条（略）</p> <p>第13章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表7（略）</p>

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第 1 章～第 1 4 章 (略)

第 1 章～第 1 4 章 (略)

料金表 (略)

料金表 (略)

別表 1 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能等

別表 2 付加機能等

1 付加機能

1 付加機能

(1) (略)

(1) (略)

(2) X i ユビキタス契約に係るもの

(2) X i ユビキタス契約に係るもの

種 類
(略)
IoT NET

種 類
(略)

2 (略)

2 (略)

別表 3～別表 7 (略)

別表 3～別表 7 (略)

附 則 (令和 3 年 12 月 13 日経企第 2408 号)

この改正規定は、令和 3 年 12 月 15 日から実施します。